

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区西久保
広町35(庚申ビル)
TEL 03-432-1089
発行責任者
青山圭一

日赤新労

綱領
1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期す。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

昭和48年度給与改正特集号

昭和四十八年度職員給与の改善について

昭和四十八年度における職員給与の改善を次のとおりとしたい。
一、給与体系は現行どおりとし、次に掲げる種類の給与につき、それぞれ記載のとおりとする。

(1) 基準内給与

- ア 現行俸給表をそれぞれ別表第一乃至第五のとおりとする。
- イ 扶養手当の月額を扶養親族のうち、一人は三、五〇〇円(現行二、四〇〇円)に、その他二人までは一人につき一、〇〇〇円(現行八〇〇円)にする。(注、四人目以上は据置き)
- ウ 通勤手当の月額について
- エ 交通機関等利用者について
 - (イ) 運賃等相当額の全額支給の限度を月額五、〇〇〇円(現行四、〇〇〇円)とする
 - (ロ) 運賃等相当額が五、〇〇〇円をこえる部分については二分の一の加算額の限度二、〇〇〇円(現行二、〇〇〇円)とする
 - (ハ) 自転車等の交通用具使用者について
 - 片道2キロメートル以上 10キロメートル未満 一、一〇〇円(現行一、〇〇〇円)
 - 片道10キロメートル以上一、八〇〇円(現行一、五〇〇円)に、
 - (ニ) ただし、交通不便地にあつては、新たに通勤距離による区分を設け
 - 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 二、〇〇〇円
 - 片道15キロメートル以上二、五〇〇円
 - (ホ) (現行一、八〇〇円)とする
- オ 交通機関等と自転車等を併用する者については、上記(イ)及び(ロ)の改訂をそれぞれ適用する。
- カ 借家手当について
 - 一カ月当り四、〇〇〇円(現行三、〇〇〇円)をこえる家賃、間代(以下「使用料」とい

う。)を支払っている職員に対し支給することに改め、使用料の額が四、〇〇〇円をこえ、その差額が三、〇〇〇円に達するまではその差額とし、その差額が三、〇〇〇円をこえるときはそのこえる額の二分の一の額を二、〇〇〇円を限度として三、〇〇〇円に加算した額とする。

オ 医師確保調整手当の定額分について
全国平均で医師一人あたり一〇、〇〇〇円前後の範囲で引上げる。

カ 臨時補給金について
臨時補給金の算定基礎月額を四三、五〇〇円(現行三六、五〇〇円)に引上げる。
また、准看護婦又は三年制養成上卒看護婦の臨時補給金の算定基礎月額を、それぞれ四七、二〇〇円(現行三九、六〇〇円)又は五九、七〇〇円(現行四八、一〇〇円)とする。

キ 特殊勤務手当について
(イ) 「肢体不自由児療育作業手当」を廃止し、措置費等支弁が可能な児童福祉施設に勤務する職員につき手当の支給方法を改正し、支給対象施設、支給対象職種及び支給額を個別に社長承認の上支給できるよう措置する。

(ロ) 沖縄県がしばしば台風圏内に入る特殊状況を考慮して、同県支部管下職員に対し、当該施設が瞬間風速25メートル以上の台風警報下に入った場合「台風時作業手当(一日につき五〇〇円以内)」を支給できるよう措置する。

(ハ) 死体解剖手当については、一日につき五〇〇円以内(現行一日につき一〇〇円以内)とする。

(ニ) 上記以外の特殊勤務手当額を一日につき一二〇円以内又は六〇円以内(現行一日につき一〇〇円以内又は五〇円以内)とする。

(2) 基準外給

与看護婦等の深夜手当について、「一〇〇分の五〇プラス一時間につき九〇円」を「一〇〇分の五〇プラス一時間につき二六〇円」に引上げる。

標準的職務内容表の一部改正について
標準的職務内容表中、医療職(2)の表中に新たに

「特等級」を設け、五〇〇床以上の医療施設の薬剤部長で社長が定める基準に達しているものについては、当該等級に格付できるよう措置する。

三、実施期日について

- (1) 給与改善の実施期日を本年四月一日(前記1の(1)のオの医師確保調整手当の定額分の改正は十月一日)とする。ただし、社長が特別の事情があると認め別に定める支部又は施設については、別の期日とすることができるものとする。
- (2) 前項の定めにかかわらず、本年六月末日以前に退職又は死亡した者については、この適用はないものとする。

四、上記給与改善措置のほか、この機会にかねてから検討中の次の事項を改正することとする。
(適用期日は、改正要綱施行の日とする。)

- (1) 医療技術業務に従事している国家試験と同等の資格取得者等につき、業務内容の実態を考慮して医療職(2)の俸給表の適用をするよう措置する。
- (2) 一定の基準に基づく「准看護婦のわたり」の制度を設け、等級別資格基準表中の関係部分を改正する。
- (3) 社会福祉施設のうち必要あるものにつき次のとおり措置する。
 - ア 標準的職務内容表中、「社長の指定する施設長」について、B等級の格付が出来るようにする。(現行C等級まで)
 - また、「社長の指定する事務長」についてもC等級の格付ができるようにする。(現行D等級まで)
 - イ 役付手当表中、「社長の指定する施設長」について、15%を支給することが出来るようにする。(現行12%まで)

昭和47年度 一般職 (1) 俸給表

Table with 9 columns: 職務の等級, 特, A, B, C, D, E, F, G. Rows 1-24 showing salary amounts in Yen.

一般職 (2) 俸給表

Table with 6 columns: 職務の等級, A, B, C, D, E. Rows 1-30 showing salary amounts in Yen.

医療職 (3) 俸給表

Table with 6 columns: 職務の等級, 特, A, B, C, D. Rows 1-25 showing salary amounts in Yen.

医療職 (1) 俸給表

Table with 6 columns: 職務の等級, 特, A, B, C, D. Rows 1-24 showing salary amounts in Yen.

医療職 (2) 俸給表

Table with 8 columns: 職務の等級, 特, A, B, C, D, E, F. Rows 1-24 showing salary amounts in Yen.